

新市名候補選定小委員会

第6回会議資料

日 時：平成15年6月7日(土) 9:30～

場 所：小松町役場 別館2階ホール

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

第6回新市名候補選定小委員会 会 議 次 第

日時：平成15年6月7日(土) 9:30～

場所：小松町役場 別館2階ホール

1 開 会

2 委員の変更について

西条市議会議員選挙により、議会構成がされ、議会選出委員として井上豊實氏が再任されました。

3 委員長の選出について

4 議 事

(1) 審議事項

新市の名称候補選定作業方法について

5 その他

(1) 第7回小委員会の開催日程について

6 閉 会

3 委員長の選出について

新市名候補選定小委員会の委員長及び副委員長は、西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市名候補選定小委員会規程第4条第2項に基づき、委員の互選により定める。

委員長

〔参考〕新市名候補選定小委員会規程(抜粋)

(委員長及び副委員長)

第4条 小委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

4 議 事

審議事項

新市の名称候補選定作業方法について

1 第1次選定

委員が、応募作品の中から、選定基準に基づき、新しい市の名称としてふさわしいと考えられる名称を **10 作品以内** 選定し、選定されたすべての作品を候補とする。

(具体的選定作業)

募集締め切り後、事務局において新市名公募作品をとりまとめた「名称の種類一覧表」(付属資料の案 1、案 2、P.1, 2 参照) を作成する。

事務局は、委員へ「名称の種類一覧表」と「新市の名称第 1 次選定用紙」(付属資料 P.3 参照) を郵送等により **6 月 27 日まで** に配付する。

委員は、「名称の種類一覧表」を参考として、選定基準に基づき、新しい市の名称としてふさわしいと考えられる **10 作品以内** を選定する。委員は、選定した 10 作品以内を「新市の名称第 1 次選定用紙」に記載し、事務局へ郵送等の方法により **7 月 4 日まで** に提出する。

委員から提出された第 1 次選定作品は、事務局において「第 1 次選定結果一覧表」(付属資料 P.4 参照) を作成し、とりまとめ作業を行う。

(最大 80 作品選定)

[参 考]

選定基準

新市名の候補は、漢字、ひらがな及びカタカナにより表記された読み書きが容易な名前で、次の ~ の条件に 1 つ以上該当する名前とする。

- 地域が地理的にイメージできる名称
- 地域の歴史、文化、特徴を表す名称
- 地域住民の理想や願いにちなんだ名称
- 対外的にアピールできる名称
- 地域の知名度が向上できる名称

2 第2次選定

第1次選定により選定された作品の中から、委員の協議又は投票により、**10作品程度**を選定する。

(具体的選定作業)

第1次選定により選定された作品の中から、委員の協議により、**10作品程度**を選定する。

協議による選定が困難な場合は、委員全員による投票で**10作品程度**に選定する。投票方法等は、小委員会で審議し、決定することとする。

3 最終選定

第2次選定により選定された**10作品程度**の中から、委員の協議又は投票により、協議会へ提案する**5作品程度**を選定する。

(具体的選定作業)

第2次選定により選定された**10作品程度**の中から、委員の協議により、協議会へ提案する**5作品程度**を選定する。

協議による選定が困難な場合は、委員全員による投票で**5作品程度**に選定する。投票方法等は、小委員会で審議し、決定することとする。

4 協議会への報告

最終選定により選定された新市名候補**5作品程度**は、作品ごとに小委員会としての「選定理由」等を付して報告書を作成し、協議会へ報告する。

先例地の新市名候補絞込み方法

合併協議会名	宇摩合併協議会	南宇和合併協議会	宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会	東宇和・三瓶合併協議会
小委員会での絞込み方法	<p>【第1次選定】 応募作品の中から各委員が10作品程度を、小委員会に持ち寄る。 協議により10作品程度を選定。 (協議により、委員の選択の多い順に11作品選定。)</p> <p>【最終選定】 第1次選定で選定された11作品の中から、各委員が5作品程度の候補名を選定理由を付して事務局へ提出。 協議により5作品を選定。 (協議の結果、委員や応募された人たちの意向や意思を尊重し、5作品を選定。)</p>	<p>【第1次選定】 応募作品の中から各委員が10作品以内を選定。 委員が選定した作品全てを候補とする。</p> <p>【最終選定】 第1次選定で選定された作品の中から、委員の協議により5作品(程度)を選定する。 協議による選定が困難な場合は、委員全員による投票で5作品(程度)を選定する。 (投票方法は、小委員会で協議して決める。)</p>	<p>【第1次選定】 応募作品の中から各委員が3作品以内を選定。 委員が選定した作品全てを候補とする。</p> <p>【第2次選定】 第1次選定で選定された候補名から協議により10作品を選定する。 協議による選定が困難な場合は、委員全員による投票で10作品に選定する。(投票は、各委員10作品を順位付けし、無記名で投票し、順位が高く、得票数の多い順に10作品を選定。)</p> <p>【最終選定】 第2次選定で選定された10作品の中から協議により3作品以内に選定する。 協議による選定が困難な場合は、委員全員による投票で3作品以内に選定する。(投票は、各委員1作品を投票し、得票数の多い順に3作品以内を選定)</p>	<p>【第1次選定】 応募作品の中から各委員が10作品以内を選定。 委員が選定した作品全てを候補とする。</p> <p>【最終選定】 第1次選定で選定された候補名から、協議により50作品を選定し、その中から再度協議により10作品に選定する。 協議による選定が困難な場合は、委員全員による投票で10作品に選定する。(投票は、各委員5作品を投票し、得票数の多い順に10作品を候補として選定。)</p>
協議会での決定方法	協議会での協議により、投票により新市名を決定。	協議会での協議により、投票により新市名を決定。	協議会での協議により、投票により新市名を決定。	協議会での協議により、投票により新市名を決定。

5 その他

(1) 第7回小委員会の開催日程について

日 時	平成15年7月16日(水) 13:30~
場 所	西条市役所 5階大会議室

新市名候補選定小委員会委員名簿

市町名	氏 名	職 名	区 分	備 考
西条市	井 上 豊 實	西条市議会議員	規約第7条第1項第3項委員	
	瀬 川 政 子	西条市学識経験者	規約第7条第1項第4項委員	
東予市	茎 田 元 近	東予市議会議員	規約第7条第1項第3項委員	
	山 内 サダ子	東予市学識経験者	規約第7条第1項第4項委員	
丹原町	徳 永 英 光	丹原町議会議員	規約第7条第1項第3項委員	
	服 部 和 子	丹原町学識経験者	規約第7条第1項第4項委員	
小松町	佐 伯 出	小松町議会議員	規約第7条第1項第3項委員	副委員長
	有 馬 馨	小松町学識経験者	規約第7条第1項第4項委員	